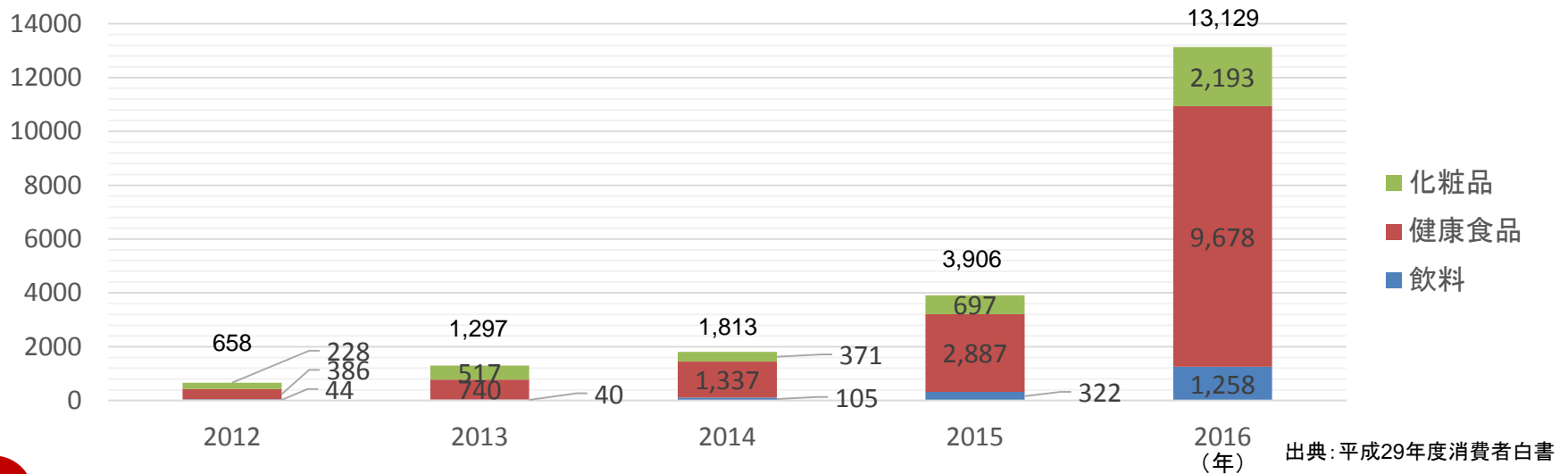


定期購入契約に関する表示義務の追加・明確化（施行規則第8条第7号等）

ホームページ等で「1回目90%OFF」「初回実質0円（送料のみ）」など通常価格より低価格で購入できることを広告する一方で、数か月間の**定期購入が条件となっている健康食品や化粧品等の通信販売**に関する相談が増加



！
 いわゆる定期購入契約に関しては、通信販売の広告やインターネット通販における申込み・確認画面上に、**定期購入契約である旨及び金額（支払代金の総額等）、契約期間その他の販売条件（※）を表示する義務**

※それぞれの商品の引渡時期や代金の支払時期等

※ インターネット通販における具体的なケースについては、**改正ガイドライン**に例示（次ページ参照）
 【インターネット通販における「意に反して契約の申込みをさせようとする行為」に係るガイドライン】

定期購入契約に関する表示義務の追加・明確化（「ガイドライン」）

通信販売においては、顧客の意に反して売買契約の申込みをさせようとする行為は禁止

◎上記行為に該当しないと考えられる例

申込みの最終確認画面に申込者が締結することとなる定期購入契約の**主な内容**(※)が**全て**表示され、その画面上で「この内容で注文する」といったボタンをクリックしてはじめて申込みになる場合

(主な内容とは…)

契約期間(商品の引渡しの回数)、消費者が支払うこととなる金額(各回ごとの商品の代金、送料及び支払総額等)及びその他の特別の販売条件がある場合にはその内容

「注文内容を確認する」といったボタンをクリックすることにより定期購入契約の**主な内容**が**全て**表示され、当該操作を行ってはじめて申込みが可能となっている場合

注文内容確認
注文内容を確認し、注文を確定してください(これが最後の手続きです。)
下記の注文内容が正しいことを確認してください。
[注文を確定する]ボタンをクリックするまで、実際の注文は行われません。

○注文明細

商品名 (定期購入コース)	○○定期購入 (5か月間購入コース)	備考
商品価格	1,000円(税抜)	初回(月)分
	3,000円(税抜)	第2回～第5回分
送料	2,500円(税込)	5か月分
消費税	1,040円	
総額	16,540円(税込)	5か月間購入コース

○お届け先 消費 太郎
〒100-xxxx
東京都千代田区霞が関x-x-x

○発送方法: 宅配便

○支払方法
△△カード xxxxx-xxxx
有効期限: 06/2020

[TOPに戻る](#)(注文は確定されません)

注文内容確認
注文内容を確認し、注文を確定してください。
下記の注文内容が正しいことを確認してください。
[注文を確定する]ボタンをクリックするまで、実際の注文は行われません。

○注文内容

商品名 ○○定期購入コース(5か月間定期購入コース)
商品価格 1,000円(税抜)
送料 500円(税込)
消費税 80円
総額 1,580円(5か月コースのうち初月分・税込)

5か月間定期購入コースの内容を確認する。
(内容を確認するまでは申込みができません。)

○ ○○定期購入コースは5か月間の定期購入契約となり、総額16,540円になります。
○ 初(月)回のみ、お支払額は1,580円(送料・税込)になります。
○ 第2回から第5回までは1月あたり3,740円(送料・税込)となります。
○ 初月を含めた5か月間の支払額の合計は16,540円になります)

○お届け先 消費 太郎
〒100-xxxx
東京都千代田区霞が関x-x-x

○発送方法: 宅配便

○支払方法
△△カード xxxxx-xxxx

[TOPに戻る](#)(注文は確定されません)

